

生乳流通体制合理化推進事業実施要領新旧対照表

改正後	現行
<p>生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p>平成 28 年 6 月 6 日付け 28 農畜機第 1230 号承認            平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号            一部改正 平成 29 年 4 月 19 日付 29 農畜機第 409 号承認            平成 29 年 4 月 24 日付け中酪（業務）発第 42 号            一部改正 平成 30 年 4 月 19 日付け 30 農畜機第 449 号承認            平成 30 年 4 月 23 日付け中酪（業務）発第 54 号            一部改正 平成 30 年 8 月 23 日付け 30 農畜機第 2995 号承認            平成 30 年 8 月 23 日付け中酪（業務）発第 222 号            一部改正 平成 30 年 10 月 12 日付け 30 農畜機第 3892 号承認            平成 30 年 10 月 15 日付け中酪（業務）発第 301 号            一部改正 平成 30 年 11 月 21 日付け 30 農畜機第 4677 号承認            平成 30 年 11 月 21 日付け中酪（業務）発第 351 号            一部改正 平成 31 年 4 月 15 日付け 31 農畜機第 353 号承認            平成 31 年 4 月 16 日付け中酪（業務）発第 36 号</p>	<p>生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p>平成 28 年 6 月 6 日付け 28 農畜機第 1230 号承認            平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号            一部改正 平成 29 年 4 月 19 日付 29 農畜機第 409 号承認            平成 29 年 4 月 24 日付け中酪（業務）発第 42 号            一部改正 平成 30 年 4 月 19 日付け 30 農畜機第 449 号承認            平成 30 年 4 月 23 日付け中酪（業務）発第 54 号            一部改正 平成 30 年 8 月 23 日付け 30 農畜機第 2995 号承認            平成 30 年 8 月 23 日付け中酪（業務）発第 222 号            一部改正 平成 30 年 10 月 12 日付け 30 農畜機第 3892 号承認            平成 30 年 10 月 15 日付け中酪（業務）発第 301 号            一部改正 平成 30 年 11 月 21 日付け 30 農畜機第 4677 号承認            平成 30 年 11 月 21 日付け中酪（業務）発第 351 号</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>第 1 事業実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、生乳受託販売事業者（委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、生乳買取販売事業者（買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工にかかる乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、農業協同組合連合会、農業協同組合（都府県にあっては、都府県の区域を地区とする。）又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）</p>	<p>第 1 事業実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、生乳受託販売事業者（委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、生乳買取販売事業者（買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工にかかる乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、農業協同組合連合会、農業協同組合（都府県にあっては、都府県の区域を地区とする。ただし、第 2 の 2 の（2）のイの事業の実施にあたって</p>

改正後	現行
<p>に基づく事業協同組合（以下「生乳生産者団体」という。）であって、一般社団法人中央酪農会議会長（以下「会長」という。）が適当と認める団体（以下「実施団体」という。）とする。</p>	<p><u>はこの限りではない。</u>）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「生乳生産者団体」という。）であって、一般社団法人中央酪農会議会長（以下「会長」という。）が適当と認める団体（以下「実施団体」という。）とする。</p>
<p>第2 事業の内容</p>	<p>第2 事業の内容</p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入  中酪は、実施団体が生乳流通合理化計画に基づく集送乳の合理化を図るため、(1)のア及び(2)のアの取組並びに搾乳継続計画に基づく緊急時の搾乳又は集送乳を継続するため、(1)のイ及び(2)のイの取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</p>	<p>2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入  中酪は、実施団体が生乳流通合理化計画に基づく集送乳の合理化を図るため、(1)のア及び(2)のアの取組並びに搾乳継続計画に基づく緊急時の搾乳又は集送乳を継続するため、(1)のイ及び(2)のイの取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。<u>ただし、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴雨風（梅雨前線豪雨、台風第5号、台風第6号、台風第7号及び台風第8号）の被害により、市町村から畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）又は生乳流通体制合理化機械装置の被害を証明する書面（以下「畜産関連施設等被害証明書」という。）の交付を受けた者（以下「被災経営体」という。）を借受者として(1)のアの事業を実施する場合にあっては、生乳流通合理化計画の策定を免除するものとする。</u></p>
<p>(1) 生乳流通体制合理化機器等リース</p>	<p>(1) 生乳流通体制合理化機器等リース</p>
<p>ア [略]</p>	<p>ア [略]</p>
<p>イ <u>貯乳施設における非常用電源の貸付者からの借受け</u></p>	<p>イ <u>非常用電源及び乳温記録管理システム（以下「非常用電源等」という。）の貸付者からの借受け及び生乳生産者への貸付</u></p>
<p>(2) 生乳流通体制合理化機器等整備</p>	<p>(2) 生乳流通体制合理化機器等整備</p>
<p>ア [略]</p>	<p>ア [略]</p>
<p>イ <u>貯乳施設における非常用電源の整備</u></p>	<p>イ <u>非常用電源等の整備、生乳生産者等への支給又は貸付</u></p>
<p>第3 事業の要件</p>	<p>第3 事業の要件</p>
<p>1 貸付対象機械装置等の範囲</p>	<p>1 貸付対象機械装置等の範囲</p>

改正後	現行
<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 貸付対象機械装置及び第2の2の(1)のイの事業における貸付の対象となる非常用電源（以下「貸付対象非常用電源」という。）は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。</p> <p>(4) 貸付対象機械装置及び貸付対象非常用電源（以下「貸付対象機械装置」という。）は、国又は機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものを対象としないものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 実施団体は、第2の2の(1)のイの<u>事業により貸付者からの借受及び(2)のイの事業により整備した非常用電源の管理等は以下のとおり行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[削る。]</p> <p>第4 事業の実施</p> <p>1 生乳流通合理化計画及び搾乳継続計画の内容等</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 貸付対象機械装置及び第2の2の(1)のイの事業における貸付の対象となる非常用電源等（以下「貸付対象非常用電源等」という。）は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。</p> <p>(4) 貸付対象機械装置及び貸付対象非常用電源等（以下「貸付対象機械装置等」という。）は、国又は機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものを対象としないものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 実施団体は、第2の2の(1)のイ及び(2)のイの事業により、<u>生乳生産者等に支給又は貸付を行った非常用電源等の管理等は以下のとおり行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>貸付契約の締結等</u></p> <p>ア <u>実施団体は、非常用電源等を生乳生産者等が管理利用する場合であって、貸付を行う場合は、生乳生産者等との間で貸付契約を締結するものとする。</u></p> <p>イ <u>アにより貸付契約を締結する場合の貸付期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）の70%（処分制限期間が10年以上のものにあつては60%。1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。ただし、貸付期間を短縮する場合は、非常用電源等の処分制限期間において、借受者の生乳生産者等が引き続き管理利用するものとする。</u></p> <p>第4 事業の実施</p> <p>1 生乳流通合理化計画及び搾乳継続計画の内容等</p> <p>(1) [略]</p>

改正後	現行
<p>(2) 都道府県知事等への計画の提出 ア [略] イ 実施団体は、第2の2の(1)のア及び(2)のアの事業にあっては、生乳流通合理化計画を、第2の2の(1)のイ及び(2)のイの事業にあっては、搾乳継続計画を知事及び会長に提出した後、事業を実施することができるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 環境と調和のとれた農業生産活動 実施団体は、第2の2の(1)のアの事業において、借受者が生乳生産者の場合には、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、<u>原則として事業を実施する年度中に1回以上点検シートを受け取ること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、その構成員に対して指導するものとする。ただし、生乳生産者がGAP取得チャレンジと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置 実施団体は、<u>配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の2の(1)のアの事業において、借受者が生乳生産者の場合であって、配合飼料を利用し、平成30年度に配合飼料価格安定対策事業実施要綱(昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結をしている者が、引き続き平成31年度において契約を締結して</u></p>	<p>(2) 都道府県知事等への計画の提出 ア [略] イ 実施団体は、第2の2の(1)のア及び(2)のアの事業にあっては、生乳流通合理化計画を、第2の2の(1)のイ及び(2)のイの事業にあっては、搾乳継続計画を知事及び会長に提出した後、事業を実施することができるものとする。<u>ただし、被災経営体を借受者として、第2の2の(1)のアの事業を実施する場合には、生乳流通合理化計画の提出を免除するものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 環境と調和のとれた農業生産活動 実施団体は、第2の2の(1)のアの事業において、借受者が生乳生産者の場合、<u>第2の(1)のイの事業において非常用電源等を生乳生産者に貸付を行う場合及び第2の2の(2)のイの事業において、非常用電源等を生乳生産者に支給又は貸付を行う場合には、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づく環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、その構成員に対して指導するものとする。ただし、生乳生産者がGAP取得チャレンジと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置 実施団体は、第2の2の(1)のアの事業において、借受者が生乳生産者の場合、<u>第2の2の(1)のイの事業において非常用電源等を生乳生産者に貸付を行う場合及び第2の2の(2)のイの事業において、非常用電源等を生乳生産者に支給又は貸付を行う場合には、原則として、配合飼料価格安定制度(「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差</u></p>

改正後	現行
<p>いることを確認するものとする。<u>ただし、自給飼料への転換等合理的な理由があって、配合飼料価格安定制度への加入を取りやめた場合は、この限りではないものとする。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>7 事業の実施期間 この事業の実施期間は、平成 <u>31</u> 年度とする。</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 中酪の補助等 中酪は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。ただし、次の1若しくは2のいずれかを満たしている場合又は平成 32 年度までに満たすと見込まれる場合は、別表2の事業の種類欄の2の事業のうち補助対象経費の欄の(1)及び(3)の事業について、補助率を2分の1以内とする。</p> <p>1・2 [略] [削る。]</p> <p>第7～12 [略]</p> <p>別表 1 [略]</p>	<p>補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き平成 <u>30</u> 年度において契約を締結していることを確認するものとする</p> <p>6 [略]</p> <p>7 事業の実施期間 この事業の実施期間は、平成 <u>30</u> 年度とする。</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 中酪の補助等 中酪は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。ただし、次の1<u>から3</u>のいずれかを満たしている場合、又は平成 32 年度までに <u>1又は2</u>のいずれかを満たすと見込まれる場合は、別表2の事業の種類欄の2の事業のうち補助対象経費の欄の(1)及び(3)の事業について、補助率を2分の1以内とする。</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 被災経営体を対象として第2の2の(1)のアの事業を実施しようとする場合</u></p> <p>第7～第12 [略]</p> <p>別表 1 [略]</p>

改正後			現行		
別表 2			別表 2		
事業の種類	補助対象経費	補助率	事業の種類	補助対象経費	補助率
1 [略]	[略]	[略]	1 [略]	[略]	[略]
2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入	(1) [略] (2) 非常用電源の貸付者からの借受けに要する経費 (3) [略] (4) 貯乳施設における非常用電源の整備に要する経費	[略] (非常用電源価格－譲渡額)の1/2以内 [略] [略]	2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入	(1) [略] (2) 非常用電源等の貸付者からの借受け及び生乳生産者等への貸付 (3) [略] (4) 非常用電源及び乳温記録管理システムの整備に要する経費	[略] (非常用電源等価格－譲渡額)の1/2以内 [略] [略]
別紙様式第1号～第4号 [略] 別紙様式第5号			別紙様式第1号～第4号 [略] 別紙様式第5号		
平成 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書			平成 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書		
番 号			番 号		
年 月 日			年 月 日		
一般社団法人中央酪農会議 会長 殿			一般社団法人中央酪農会議 会長 殿		
住 所			住 所		
団 体 名			団 体 名		
代表者氏名			代表者氏名		
印			印		
[略]			[略]		
記			記		
1～2 [略]			1～2 [略]		

改正後					現行				
3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)					3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)				
区 分	事業費	負担区分		備考	区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他				補助金	その他	
1 [略]					1 [略]				
2 [略]					2 [略]				
(1) [略]					(1) [略]				
ア [略]					ア [略]				
イ 非常用電源リース					イ 非常用電源等リース				
(2) [略]					(2) [略]				
ア [略]					ア [略]				
イ 非常用電源の整備					イ 非常用電源及び乳温記録管理システム の整備				
合計					合計				
注：[略]					注：[略]				
4 事業着手年月日及び完了予定年月日 年 月 日～ 年 月 日					4 事業着手年月日及び完了予定年月日 平成 年 月 日～平成 年 月 日				
5 添付書類 (1)～(3) 略 (4) 生乳流通体制合理化機器等の整備を行う場合は、以下の書類 1) [略] 2) 第2の2のイの事業の場合 ①～③ [略] [削る。]					5 添付書類 (1)～(3) 略 (4) 生乳流通体制合理化機器等の整備を行う場合は、以下の書類 1) [略] 2) 第2の2のイの事業の場合 ①～③ [略] ④ <u>配合飼料価格安定制度に係る数量契約の締結が確認できる書類 (生乳生産者に支給又は貸付を行う場合)</u>				
別紙 平成 年度生乳流通合理化推進事業実施計画					別紙 平成 年度生乳流通合理化推進事業実施計画				

改正後	現行
<p>1 [略]</p> <p>2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入  (1) 生乳流通体制合理化機器等リース  [略]  (2) 生乳流通体制合理化機器等の整備  ア・イ [略]  ウ 非常用電源の整備  [略]  注1 [略]  注2：非常用電源の整備内容が分かる書類を添付すること。</p> <p>[削る.]</p> <p>別添  (1) [略]  (2) 非常用電源リース  [略]  (注2) 非常用電源の整備内容が分かる書類を添付すること。</p> <p>[削る.]</p> <p>別紙様式第6号  平成 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付変更承認申請書  番 号  年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議  会長 殿  住 所  団 体 名</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入  (1) 生乳流通体制合理化機器等リース  [略]  (2) 生乳流通体制合理化機器等の整備  ア・イ [略]  ウ 非常用電源及び乳温記録管理システムの整備  [略]  注1 [略]  注2：非常用電源及び乳温記録システムの整備等の内容が分かる書類を添付すること。  <u>注3：生産者等に支給又は貸付を行う場合は、支給又は貸付先の一覧を添付すること。</u></p> <p>別添  (1) [略]  (2) 非常用電源等リース  [略]  (注2) 非常用電源及び乳温記録システムの整備等の内容が分かる書類を添付すること。  <u>(注3) 貸付先の一覧を添付すること。</u></p> <p>別紙様式第6号  平成 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付変更承認申請書  番 号  年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議  会長 殿  住 所  団 体 名</p>



改正後					現行				
代表者氏名 印					代表者氏名 印				
平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の2の規定に基づき申請します。					平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の2の規定に基づき申請します。				
記					記				
1・2略					1・2略				
3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)					3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)				
区 分	事業費	負担区分		備考	区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他				補助金	その他	
1 [略]					1 [略]				
2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入					2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入				
(1) 生乳流通体制合理化機械装置等の導入					(1) [生乳流通体制合理化機械装置等の導入				
ア [略]					ア [略]				
イ 非常用電源リース					イ 非常用電源等リース				
(2) 生乳流通体制合理化機器等整備					(2) 生乳流通体制合理化機器等整備				
ア [略]					ア [略]				
イ 非常用電源の整備					イ 非常用電源及び乳温記録管理システムの整備				
合計					合計				

改正後	現行
<p>注1・注2 [略]</p> <p>4 添付書類  (1)・(2) 略  (3) 非常用電源の整備を行う場合は以下の書類</p> <p>①～③ [略]  [削る。]</p> <p>別紙様式第7号</p> <p>平成 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議  会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所  団体名  代表者氏名 印</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記のとおり金  円を概算払により交付されたく、生乳流通体制合理化推進事業実施要領  第7の3の(2)の規定に基づき請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>注1・注2 [略]</p> <p>4 添付書類  (1)・(2) 略  (3) 非常用電源及び乳温記録管理システムの整備を行う場合は以下の  書類  ①～③ [略]  ④ <u>配合飼料価格安定制度に係る数量契約の締結が確認できる書  類</u>  <u>(非常用電源等を生産者に至急又は貸付を行う場合)</u></p> <p>別紙様式第7号</p> <p>平成 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議  会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所  団体名  代表者氏名 印</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記のとおり金  円を概算払により交付されたく、生乳流通体制合理化推進事業実施要領  第7の3の(2)の規定に基づき請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

改正後									現行										
1 補助金概算払請求額									1 補助金概算払請求額										
(単位：円、%)									(単位：円、%)										
区分	交付決定		事業費遂行状況 (年月日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年月 日まで 予定出来 高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤	区分	交付決定		事業費遂行状況 (平成 年月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	平成 年 月 日まで 予定出来 高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	補助 金 ②	事業 費 ③	補助 金	事業 費 出来 高 ③/ ①						円	円	%	円	円				
計	円	円	円	円	%	円	円		円	円	円	円	%	円	円		円		
(注) [略]									(注) [略]										
2 [略]									2 [略]										
別紙様式第8号									別紙様式第8号										
平成 年度生乳流通体制合理化推進事業実績報告書									平成 年度生乳流通体制合理化推進事業実績報告書										
番 号									番 号										
年 月 日									年 月 日										
一般社団法人中央酪農会議									一般社団法人中央酪農会議										
会長 殿									会長 殿										
住 所									住 所										
団 体 名									団 体 名										
代表者氏名									代表者氏名										
印									印										
平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知									平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知										

改正後								現行									
<p>のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記のとおり実施したので、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の4の規定に基づきその実績を報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 円の交付を請求します。</p> <p>記</p>								<p>のあった生乳流通体制合理化推進事業について、下記のとおり実施したので、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第7の4の規定に基づきその実績を報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 円の交付を請求します。</p> <p>記</p>									
3 事業に係る精算額 (単位：円)								3 事業に係る精算額 (単位：円)									
区分	交付決定		事業実績			既概算払受領額②	差引精算払請求額①-②	備考	区分	交付決定		事業実績			既概算払受領額②	差引精算払請求額①-②	備考
	事業費	補助金	事業費	補助金①	その他					事業費	補助金②	その他					
1 [略]									1 [略]								
2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入									2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入								
(1) 生乳流通体制合理化機器等リース									(1) 生乳流通体制合理化機器等リース								
ア [略]									ア [略]								
イ 非常用電源リース									イ 非常用電源等リース								

改正後								現行								
(2) 生乳流通体制合理化機器等整備 ア [略] イ 非常用電源の整備								(2) 生乳流通体制合理化機器等整備 ア [略] イ 非常用電源及び乳温記録管理システムの整備								
4 事業開始及び完了年月日 年 月 日～年 月 日 5～6 [略]  別添様式第9号・第10号 [略]								4 事業開始及び完了年月日 平成 年 月 日～平成 年 月 日 5～6 [略]  別添様式第9号・第10号 [略]								

附 則（平成31年4月16日付け中酪（業務）発第36号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。